

平成 19 年 3 月 29 日
財団法人 建設経済研究所

第 23 次 海外調査（欧州）報告書
～欧州における持続可能な建設と建設産業に関する調査

概要版

平成 18 年 5 月 27 日から 6 月 11 日までにおいて、

- ① 欧州における持続可能な社会の構築へ向けた政策的背景と動向
- ② 欧州政府機関等におけるサステナビリティに関する取組み
- ③ 欧州建設業における環境経営等に関する取組み

について、関連する行政機関や専門団体、民間企業を 11 箇所訪問し、調査を行った。

本稿は、その成果をとりまとめ、報告するものである。

問合せ先

財団法人 建設経済研究所

常務理事 松浦 隆康

研究員 住田 佳津男

TEL 03-3433-5011

第1章 サステナブルな社会の構築へ向けた政策的背景と動向

1.1 調査概要

(1) 調査目的

持続維持可能な社会における建設のあり方に関して、先進的な取組みの進んでいる欧州各国を対象に、建設産業政策及びその政策的背景、また各国の建設会社の具体的な取組みなどについて調査を行う。

また、我が国における社会資本の劣化が憂慮されており、今後、効率的・効果的に社会資本を維持管理・運営するため建設産業には新しい役割が期待されている。このため、社会資本の維持管理及び運営と関連する入札契約制度の動向について調査する。

(2) 訪問先

①ベルギー（EU）

- ◆ 欧州委員会（企業産業総局、運輸エネルギー総局）

②フランス

- ◆ 運輸・設備・観光・海洋省
- ◆ 国連環境計画（UNEP）
- ◆ ナント市役所
- ◆ リール市役所

③英国

- ◆ 貿易産業省（DTI）建設業課
- ◆ 政府調達本部（OGC）
- ◆ テーラー・ウッドロー社

④スウェーデン

- ◆ 持続的発展省
- ◆ スウェーデン建設業協会
- ◆ ホワイト社

(3) 訪問期間

2006年5月27日（土）～6月11日（日）

(4) 調査団名簿

団 長	やまね 山根	かずお 一男	(財)建設経済研究所	常務理事 (当時)
副団長	まつうら 松浦	たかやす 隆康	(財)建設経済研究所	常務理事
団 員	もりもと 森本	ともみつ 知三	(財)建設経済研究所	研究員
	のわたり 野渡	くにひろ 國洋	(財)建設経済研究所	研究員
	むろた 室田	いたる 至	(財)建設経済研究所	研究員
	い じ ち 伊地知	じゅんべい 淳平	(財)建設経済研究所	研究員
	すみた 住田	か づ お 佳津男	(財)建設経済研究所	研究員
	たけべ 武部	ゆうすけ 雄介	東日本建設業保証(株)	主任

1.2 欧州の経済と建設市場

◆ 欧州連合 (EU)

- 欧州における建設投資は対 GDP 比で 10%以上を示しており、EU において重要な産業と位置付けられている。
- とりわけ注目されるのが、第 5 次拡大で EU 加盟国になった中東欧諸国である。建設市場の対前年度比が、既存の加盟国に比して非常に高くなっている。EU によれば、これらの国において、建設市場は年率 4.2%で成長すると予測されている。

EU 諸国の建設投資

国名	2005年GDP (10億ユーロ)	建設市場 (10億ユーロ)	建設市場対前 年比伸び率 (%)	建設市場対 GDP比 (%)
フランス	1,707.2	176.1	3.0	10.3
ドイツ	2,241.0	195.3	-4.9	8.7
イタリア	1,417.7	183.2	0.6	12.9
スペイン	905.5	207.8	36.3	22.9
イギリス	1,791.3	191.0	-0.3	10.7
5大国計	8,062.7	953.4	5.6	11.8
5大国割合 (%)	76.0	75.9		
オーストリア	245.1	28.1	-0.4	11.5
ベルギー	298.4	25.4	-0.3	8.5
デンマーク	208.5	24.8	3.8	11.9
フィンランド	157.4	22.2	5.2	14.1
アイルランド	161.2	31.5	8.5	19.5
オランダ	505.6	63.6	1.0	12.6
ノルウェー	236.6	26.4	8.5	11.2
ポルトガル	147.4	25.8	-4.6	17.5
スウェーデン	288.3	21.2	4.2	7.4
スイス	294.3	33.0	2.7	11.2
10小国計	2,542.8	302.0	2.5	11.9
西欧計	10,605.5	1,255.3	4.9	11.8
チェコ	98.4	15.3	12.2	15.5
ハンガリー	88.8	10.3	8.3	11.6
ポーランド	243.6	23.9	6.0	9.8
スロバキア	38.9	3.1	14.2	7.9
中・東欧計	469.7	52.7	8.7	11.2

出典) ユーロコンストラクト会議 (2006.12) 資料より作成。

◆ フランス

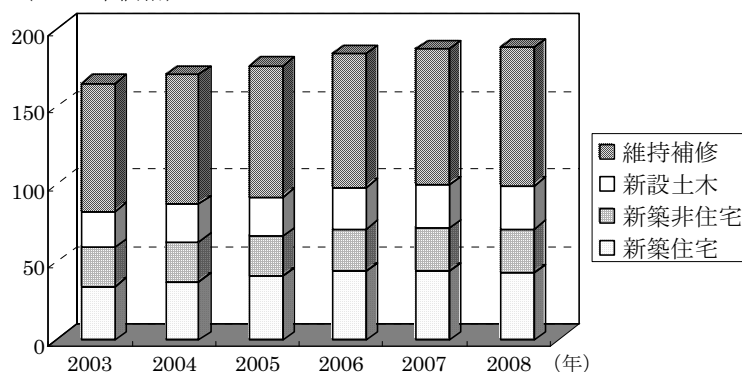
- 2005 年のフランス建設市場は 1,761 億ユーロであり、GDP 比は約 10.3%となっている。
- 住宅建設等の大幅な伸びに支えられ、対前年比伸び率は 2004 年で+3.5%、2005 年で+3.2%と順調に推移している。
- 建設投資の内訳をみると、「新築住宅」「新築非住宅」「新設土木」「維持補修」の

全ての分野に渡って増加傾向にある。

- 特に「新築住宅」の建設投資が大きく増加しており、2005年新築住宅着工数は41万戸となっている。

フランス建設市場の推移

10億ユーロ（2005年価格）



注) 2006~2008年は予測値。

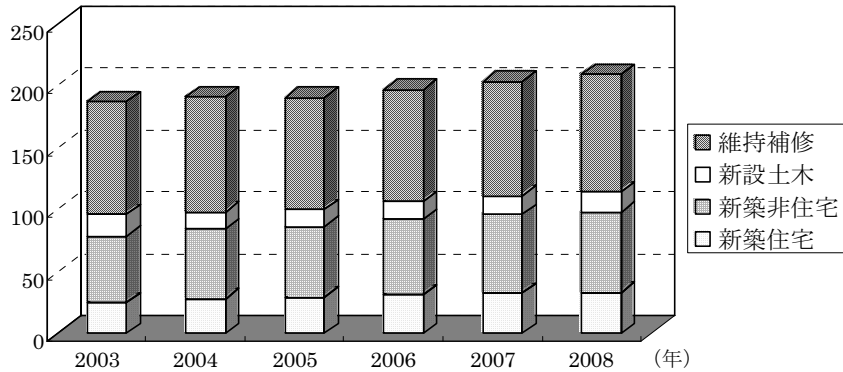
出典) ユーロコンストラクト会議 (2006.12) 資料より作成。

◆ 英国

- 2005年の建設市場は1,910億ユーロで、過去10年間で2倍になっている。
- 2005年の対GDP比は10.7%で、対前年比伸び率は-0.3%となっている（2004年は+2.3%であった）。
- インフラセクターにおける建設投資は、ヒースロー空港第5ターミナル等の大規模プロジェクトや、2012年開催のオリンピックに向けての国内建設投資の増加に伴い、今後増加が見込まれる。
- 大規模プロジェクトの竣工後は、エネルギー分野で伸びが期待されており、その分野での建設投資が増えると見られている。
- 2005年度第3四半期末の建設業者数182,644社のうち、従業員数300人未満の企業は182,375社と、全体の99.9%を占めている。
- 上位400社が産出高全体の50%を占める。
- PFI民間市場では、民間事業者株の売買を行うPFI二次市場が生まれ、大手コンストラクターの旺盛なPFI投資意欲が顕著となっている。

英国建設市場の推移

10 億ユーロ（2005 年価格）



注) 2006~2008 年は予測値。

出典) ユーロコンストラクト会議 (2006.12) 資料より作成。

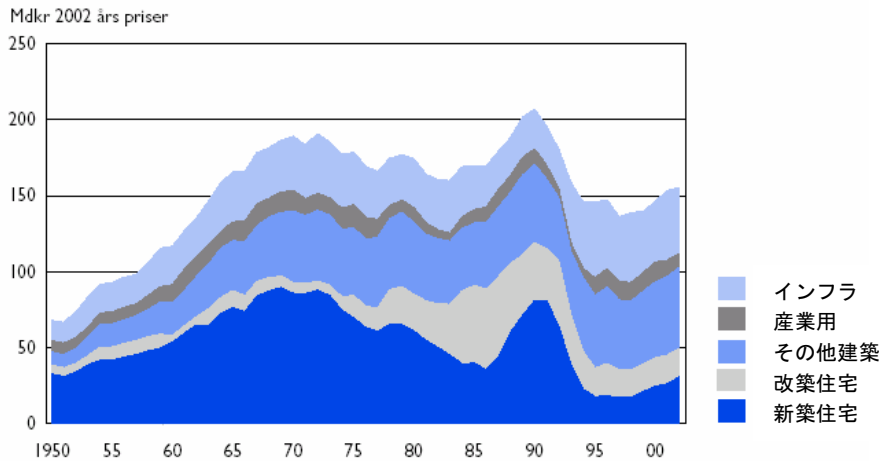
◆ スウェーデン

- 建設投資額は約 1,700 億クローナ (2004 年) であり、GDP の約 6% を占めている。
- 不動産バブル崩壊の影響を受け、国内建設投資は 1990 年代前半に急激に落ち込んでいる。(1997 年は 1990 年の約 6 割まで落ち込む。) 建設投資の GDP に占める割合も減少している。
- 近年は「インフラ」分野の建設投資が大きく増加している。
- スウェーデン建設業は零細建設企業が多くを占める構造となっている。(建設業協会加盟 2,495 社のうち 59.5% が従業員 10 名未満の企業)
- スカンスカ社 (海外売上: 80.2%)、NCC 社 (海外売上: 51.7%) のように海外展開に積極的な企業もある。

建設投資総額の推移

10 億クローナ (2004 年価格)

1950-2002



出典) スウェーデン建設業協会資料

第2章 欧州政府機関等におけるサステナビリティに関する取組み

2.1 EU

(サステナブルな社会のための環境政策)

- EUは比較的早期の段階から環境問題に取り組んでおり、例えば、温室効果ガス排出量削減に向けた数々の取組みの中でも、EUは世界に先駆けて国際的な排出権取引制度を導入した。
- 欧州委員会 は、「建設産業の競争力 (Competitiveness in Construction)」に関するアクションプランをまとめ、とりわけ優先すべきテーマとして、「持続可能な建設 (Sustainable Construction)」というテーマでレポートも作成している。
- EUは2003年に、下記の内容を骨子とした、建物のエネルギー性能に関する新しいEU指令 (Directive 2002/91/EC, OJ L1 of 4.1.2003) を発した。これらの指令を受けて、各国は国内法を整備し、対応を図っている。

- 地域ごとの気象条件を考慮しつつ、建物のエネルギー性能を計算するための共通の方法がEU全体に適用される。
- エネルギー性能の最低限の規準が加盟国によって定められ、新築の建物や現存する建物の大規模改修にも適用される。その多くは、現存する、あるいはこれから予定されるヨーロッパの (建築) 規準に則ったものとなる。
- 建物を認定するというシステムにより、建物のオーナーやテナント、使用者に対してエネルギー消費量が視認できるようになる。
- 基準を超える規模のボイラーやエアコンは、そのエネルギー性能や温暖化ガス排出量を確認するため、定期的に検査される。

(廃棄物処理対策)

- 現在 EU では、廃棄物管理に関する指針について見直し中である。多種多様な産業から出る廃棄物について、ライフサイクルという観点から見直すこと、また複雑である現在の法規について明確化、簡略化を図ること、リサイクルの観点を盛り込むこと、廃棄物排出を少なくするような予防的技術が重要であること、などのテーマが見直しにあたってのポイントである。
- EUにおける建設廃棄物の再生利用率は、各国によって大きな違いがある。英国(イングランドやウェールズ)では96%であるのに対し、スペインでは30%以下となっている。

(中小企業施策)

- EU の企業は中小企業 (SMEs) がほとんどであり、経済活動や雇用において重要な役割を占めている。
- 産業全体を見て、中小企業の中で実際に環境管理のプランを実施しているのは 6% であり、建設業界に限るともつとこの割合は低い。委員会では、建設業界が環境に与えるインパクトについて環境管理方針をもって事業にあたらせること、実際の施工後に環境管理事項を届出させること、環境管理工法 (あるいはそれに類似したもの) を推奨すること、ラベリングシステムを導入し、中小企業の環境に対する努力を公に見える形にすること、などといった仕組み作りを考えている。

(EU 加盟国との連携施策)

- EU は、国際条約である一次法、二次法などといった枠組みの中で、加盟国の施策に影響を及ぼしている。
- 二次法には、規則 (Regulation)、指令 (Directive)、決定 (Decision)、勧告 (Recommendation)、意見 (Opinion) などがある。例えば、指令が採択されると、加盟国は国内法・規制を指令に沿って改定しなければならないが、これは「最低要求」であるので、各国の国情や取組み姿勢により厳しくすることができる。国内法への対応は、指令が **Official Journal** に発表された日から 3 年以内に行わなければならない。

(入札契約制度)

- EU では、グリーン公共調達 (学校、病院、国や地方自治体の行政機関のような公共機関が、財、サービス及び労働力を、環境に配慮して購入すること) を押し進めている。欧州における公共機関は、サービス及び労働力の購入に EU の GDP の約 16%、1 兆 5,000 億ユーロ (約 195 兆円) を費やしており、そのグリーン公共調達の普及が持続可能な発展に果たす役割は大きい。
- しかし、グリーン公共調達を遂行するためには、多種にわたる法制間の統制、発注者側の知識の欠如、財政面との折り合いなど、解決すべき障害も存在する。

2.2 フランス

(地球温暖化対策)

- 2003 年に、「持続可能な発展に関する国家戦略 5 ヶ年計画」を策定。この国家戦略の中で、6 つの重点分野として、①気候と温室効果ガス排出対策、②社会的連帯、③公衆衛生、④生物多様性・天然資源の管理、⑤責任ある生産と消費、⑥国際的施策を掲げる。

- 2004年に、2010年の温室効果ガス排出量を1990年の同排出量以下に抑えるという京都議定書の目標達成に向けたアクションプラン「2004年気候計画」を策定。この気候計画の中で、現在の温室効果ガス排出量を2010年までに5,400万トンに下げることが明示。
- 2005年に、エネルギー政策の基本方針を定めた「2005年7月法」を策定。この法律の中で、2050年まで温室効果ガス排出量を毎年3%ずつ削減し、最終的に現在の4分の1に削減することを明示。
- 仏建設産業は、同国における温室効果ガス排出量全体の18%、エネルギー消費量全体の40%を占めており、地球温暖化政策を進める上で重要なカギを握る産業分野と位置づけられている。
- 新築住宅建築物の熱量規制“RT2005”は、新築建築物のエネルギー効率を少なくとも15%改善すること、再生エネルギー利用を促進すること、エアコン利用を削減することを優先的目標に掲げている。
- 約3,000万戸ある既存住宅建築物の熱量規制についても現在検討中。具体的には、1,000m²以上の大規模建築物について、建築物価値の25%以上を改修する工事を行う際、工事完了後に全体エネルギー性能の改善結果、建築設備または外壁の性能改善結果の明示等を検討している。

(中小建設会社に対する施策)

- 仏政府は2006年8月1日デクレ no2006-975 (同年9月1日施行)により公共契約法典を改正。中小企業における市場アクセスの改善を目的に、①分割発注を原則化(第10条)、②過去の経験を有さないことを理由とした入札への参加排除の禁止(第52条)、③中小企業に対する発注の一定枠の設定(第60条)等の中小企業対策が講じられている。
- 運輸・設備・観光・海洋省は、中小建設企業に対し「啓蒙」に重点をおく施策を実施。具体的には、中小建設企業に対し規制等の情報提供を頻繁に実施し、サステナブルな発展への取組みが、ひいては会社の利益となることを啓発させる取組みが行われている。

(文化の視点から迫る地方都市の取組み)

- 1970年代に主要港としての機能が他都市に移転したことによって衰退したナント市は、都市再生策の2つの柱として文化政策と都市開発・公共交通政策を実施し、都市再生に成功。
- 1970年代の金属工業等の衰退によって活力を失ったリール市は、①「ユーラリール」と呼ばれる超近代的な都市の整備、②「欧州文化首都リール2004」の開催等の多様な文化・芸術活動の展開等によって都市再生に成功。

再生された旧市街地（遠景の高層建築はユーラリール）



出典) リール市資料

(入札契約制度に関する取組み)

- 公共調達担当者にエコ分野の責任を認識させるべく、エコロジー・持続可能な開発省の主導の下、公共調達のエコ責任に関する取組みを実施。
- 2006年9月に施行された新公共調達指令によって、公共調達担当者は持続可能な調達を実施可能となった。

2.3 英国

(サステナビリティに関する取組み)

- サステナブルな発展に向けて現在実施中の英国の全ての取組みと今後目指すべき方向性は、2005年3月にブレア首相が発表した“Securing the Future - delivering UK sustainable development strategy” (将来の保証—サステナブルな発展のための戦略) である。サステナブルな発展に対する英国の唯一の基本戦略は、本戦略に基盤を置いている。
- 目標達成のためにはあらゆる政策及び意思決定において、経済面、社会面、環境面への配慮を統合的にバランスさせていくことが重要であり、本戦略では重点分野として4つの主目標と5つの重点原則が設定されている。
- 政府による建設産業の支援方法として、行動変化モデルにおける4項目が掲げられている一方、英国がよりサステナブルな発展を達成するために建設産業が整備すべき課題として5項目を挙げている。

(地球温暖化対策)

- 京都議定書の条件の下、2010年に向けたCO₂削減目標が与えられたため、温暖化

対策の長期展望や温室効果ガス削減の政策をまとめた気候変動プログラム（Climate Change Programme、2006年3月に見直しが行われた。）等の取組みが行われている。

- 2012年までに温室効果ガスの排出総量を1990年比12.5%削減するという京都議定書の公約を上回る水準で削減が達成されてきており、2010年までに23～25%削減（うちCO₂排出削減量は15～18%）出来る見通しとなっている。これは京都議定書締約国の中でも最も水準の高いものであり、長期的には2050年までに現在の約60%の温室効果ガス排出量削減を目標として掲げている。
- EUの拡大に伴い、人口の増加と住宅着工戸数の増加にあたっては、サステナビリティをより十分に考慮した建設が望まれている。こうした現状と見通しを踏まえ、新しい気候変動プログラムには、「建築規制の改正」「サステナブルな住宅規範」「気候変動税」「エネルギー効率行動計画」等、建設産業界に関わる多くの規定が盛り込まれた。
- 2006年7月に発行されたエネルギー・レビュー“The Energy Challenge”（エネルギーの挑戦）は、英国政府のエネルギー政策における重点2大目標である、エネルギーの安定供給と、炭素排出量削減の両方について枠組みを設定している。重点課題として、一定の条件下での原子力発電の容認や風力等の再生可能エネルギーの利用促進に加え、建設物の建設とその使用に注目したエネルギー利用の効率化の2つが挙げられている。
- 「低カーボン建物プログラム（Low Carbon Buildings Programme）」は、建物におけるエネルギー効率性と、マイクロ発電技術（太陽光、太陽熱、風力、地熱、木材チップ等による発電技術）の両方についてその推進を奨励するプログラムである。これらのプロジェクトに国民の関心が集まることによるマイクロ発電技術への認識の高まりや、量産化によるコスト低減により建設産業に対してマイクロ発電技術の積極的な利用を促進させるといった副次的効果が期待されている。

（廃棄物処理対策）

- 持続可能な廃棄物管理の実現を目指し、政府は環境庁（Environment Agency）や「廃棄物及び資源活動プログラム（WRAP：Waste and Resources Action Programme）」、地方自治体と連携しており、既存建物におけるエネルギーや水消費量の削減、再生骨材の積極的利用等、資源使用の削減と利用効率改善を進めている。
- 「廃棄物戦略2000（Waste Strategy 2000）」はサステナブルな廃棄物処理についての政府ビジョンであり、2020年までのイングランド及びウェールズにおけるサステナブルな廃棄物処理について、毎年排出される廃棄物をよりサステナブルに管理することを求めている。

- **WRAP** は、政府の廃棄物戦略の一環として、リサイクル材料の新しい市場を創設し、新たなリサイクル技術の開発・採用を推進するために 2000 年に設立された組織である。**WRAP** では再生骨材をはじめとする建設廃棄物のリサイクルと、現場における廃棄物管理や排出量削減に有効な手法の普及、建設プロジェクトにおけるリサイクル製品調達の奨励などを通じ、建設生産における資源利用の効率化を追求している。

(中小建設会社に対する施策)

- 英国の 2005 年度第 3 四半期末の建設業者数 182,644 社のうち、従業員数 300 人未満の企業は 182,375 社と、全体の 99.9%を占めている。
- 英国における中小企業支援組織である **Small Business Service (SBS)** は中小企業支援に特化した政府組織であり、**DTI** の下で独立性の強い行政機関として、2000 年に設立された。**EU** 指令が定める基準金額以下の小規模な契約について、より多くの中小企業に公共調達への参加機会を与えるため、各種の有益な情報を提供している。
- **SBS** は、サステナブルな建設に関する諸規制が、小規模ビジネスにとって不利益にならないよう、また政策担当者が中小建設会社のビジネス展開におけるサステナビリティ政策の影響を理解出来るよう、双方の情報の橋渡しをする役割を担っている。
- **Sitewise II** は、環境庁により支援を受けている中小建設会社に対するイニシアティブの 1 つである。**Sitewise II** は、アングリア地方 (イングランド中・東部) における 3 年間に渉るパイロットキャンペーンであり、中小建設企業の環境意識の啓蒙と業績向上を目的としている。
- イングランド東部とノーサンプトンシャーにおいては 2021 年までに当該地域に 50 万戸以上の住宅新築が見込まれており、このイニシアティブでは、当該地域においてサステナブルな建設を促進することにより、中小建設会社の環境意識啓蒙と業績向上に結び付けることを目指している。

(地方自治体や業界団体との連携施策)

- サステナビリティ・フォーラム (**Sustainability Forum**) は、サステナブルな建設に関する様々な課題に対して、上位団体である「建設戦略フォーラム (**Strategic Forum for Construction**)」と **DTI** 及び建設業界にアドバイスする組織として設立された団体である。
- 建設活動におけるビジネスの現実をフォーラムの活動に十分反映させるために、フォーラムの議長は不動産開発会社の現役社長が努めている。フォーラムの傘下にはテーマごとに①枠組み部会、②カーボン部会、③資材・廃棄物部会、④技能部

会、などの常設部会が設置され、各部会が調査やワークショップ、セミナー等を通じて建設産業と連携しながら、サステナブルな建設のための最善の手法の開発や手引きなどを提供している。

(入札契約制度に関する取組み)

- 英国では、PFI の導入当初から、「交渉手続」により事業者選定を行ってきた。
- 「交渉手続」は、発注者と応募者の個別の対話、交渉が行われ、全体として長期間にわたるが、特に落札者決定後の期間が長期化する。
- そこで、英国では、2006 年 1 月に「競争的交渉手続」を制度化し、「交渉手続」は極めて限定的なケースに適用することとした。
- 最終入札者を評価して選定される民間事業者は落札者ではなく、優先交渉権者 (Preferred Bidder) と位置付けられている。
- 英国では、英国公共調達制度と EU 指令において、入札企業は同等に扱わなければならないので、サステナビリティに多く取り組んでいる企業に対する優遇措置はとっていない。
- ただし、発注者側で入札ごとに行われるスコアシートによりクオリティと価格の比重を決めているので、クオリティに含まれるサステナブルな面に高い比重を置くことでサステナブルな取組みを行っている企業を高く評価している。

「競争的交渉手続」における EU 指令と英国の比較

	EU 指令	英国
対話とする案件の条件	特に複雑	特に複雑
対話相手の数	最低 3 者	最低 3 者
対話の対象等	契約に関するあらゆる観点	契約に関するあらゆる観点
対話における情報の取り扱い	発注者は全候補者の公平性を保証	発注者は全候補者の公平性を保証
最終提案	入札の基本的性質の変更、競争性を歪め、差別的な影響を及ぼす可能性のある変更を除き、発注者の要請に応じて修正が可能	入札の基本的性質の変更、競争性を歪め、差別的な影響を及ぼす可能性のある変更を除き、発注者の要請に応じて修正が可能
落札者の選定方法	経済的に最も有利な入札	経済的に最も有利な入札
落札者との対話について	入札の実質的な内容が変更されないことを条件に、提案内容の明確化や、履行の確約が可能	入札の実質的な内容が変更されないことを条件に、提案内容の明確化や、履行の確約が可能
優先交渉権者の概念	規定なし	「経済的にもっとも有利な札」を入れた入札者を「優先交渉権者」と呼び、入札後の交渉等の規定
事後の公表	報告書の作成	報告書の作成
応札費用の補償	あり (任意規定)	あり (任意規定)
出典	EU 指令 (2004/18/EC、2004.4.30 発効)	公共契約法 2006 (2006.1 施行)

注) 部：EU 指令と異なる点

出典) 内閣府民間資金等活用事業推進室 『PFI における今後の入札契約制度の在り方に関する調査』について (2006) による。

(サステナブルなオリンピック開催に向けた取組み)

- 2012年夏にロンドンにて開催予定であるロンドンオリンピックは、「ワン・プラネット・オリンピック」をコンセプトとし、生態系の限界や文化の多様性を尊重し、スポーツ・環境・地域及び世界規模のコミュニティの「遺産」を創り出す「最初の持続可能なゲーム」を達成することを目標としている。
- 建設産業にとっても、世界中からの注目度が高いオリンピック関連インフラや施設の建設にあたり、サステナビリティへの考慮はもちろんのこと、開催後もインフラや施設を長期にわたり保持活用するために建設産業が多大な役割を持つ重要な産業であることを世界中にアピールする良い機会であると捉えられている。
- オリンピック会場整備に関わるサステナビリティの具体的な取組み目標として、
 - 欧州では150年ぶりとなる最大の都市公園の設置
 - 120 ha以上に及ぶ質の高い新たなグリーンスペースの整備
 - ロンドン東部のオリンピック公園エリアにおける6 kmにわたる河川の修復
 - 公共オープンスペースを66%増加
 - オリンピック公園地区の生活水準を向上させるための、エネルギー、廃棄物、水などに関連するサービスとインフラの整備等が挙げられている。
- オリンピック開催後には、開催時に整備されたハードエリアを他地域に移設する方法で徐々に減らしていき、あたかも自然に発生した緑地のような環境の地域に変えていくことが計画されるなど、施設整備の計画段階からサステナビリティが考慮されたものとなっている。

2.4 スウェーデン

(地球温暖化対策)

- 京都議定書以前より国民の環境問題への意識が高く、1999年に、環境政策の基本理念、持続可能な発展への目標を掲げた「環境法典 (Environmental Code)」を制定している。現在のスウェーデン政府の環境政策は、環境法典に基づいている。
- 政府は環境法典に基づき15の環境基準目標（「気候への影響を低減する」等）を制定している。この目標に基づき、政府及び地方自治体は詳細な目標、戦略を定める。
- 2005年1月に環境省が発展して、「持続的発展省」が成立。これまでの環境省の所管に加えて、エネルギー政策（経済省から）、住宅・建築政策（企画省、財務省から）、持続可能な発展（総理府から）と3つ担当分野が増え、持続的社会的構築に向けて効率的且つ効果的に対応することが可能となった。
- 建設及び不動産業界は二酸化炭素ガス国内排出量の約40%も占めており、この業

界における排出の抑制に特に積極的である。(例：建築物に係るエネルギー性能診断 (EU 指令「建設におけるエネルギー基準」に基づき、全ての建物に対してエネルギー利用量の公示を義務付け)、再生可能燃料源への補助金制度、建物の気密性向上を高める際の補助金制度等)

- 政府は水力発電、風力発電、バイオエネルギー、太陽エネルギー、地熱エネルギー等、脱石油依存エネルギー供給社会の構築に努めている。
- 政府主導で持続可能な都市開発概念が確立され、ハムマルビー臨海都市開発やマルメ市においてエネルギー効率が向上した街づくりが実践されている。

(廃棄物処理対策)

- 建設及び不動産業界は建材国内使用量の約 40%を消費しており、この業界における資源の利用効率化に特に積極的である。
- 国内の多くの建設企業が共同で環境リサイクル委員会を設立し、リサイクルの推進、政府への提言を行っている。
- EU 内部におけるモノ・ヒトの移動が自由になるにつれ、EU 各国共通の視点から建設資材の危険度の分類化を行う必要性が高まっており、データベースも構築されつつある。
- 政府と建設業界との間で、廃棄物処理のみならず、建設資材の利用効率化やエネルギー効率化、室内環境の改善等の問題に対処するための合意形成作業が行われている。

(地方自治体や業界団体との連携施策)

- スウェーデン建設業協会は加盟企業の環境に対する意識の高揚、情報の提供のために「循環評議会」や「エコサイクルカウンシル」を設けている。
- 2003 年に、2010 年まで有効な環境プログラムを公表した。これには、「エネルギー消費」、「廃棄物」、「危険物質」、「室内環境」の 4 つの分野に関し、具体的目標が掲げられている。
- 自治体レベルでも、独自の行動計画を定めて、持続的社会構築のために積極的な取り組みをしている自治体もある。ストックホルム市では、大気汚染に関する目標を独自に策定し、交通量を 15%程度削減するためのロードプライシングを 2006 年 9 まで試行的に実施した。ヴェクショー市では化石燃料ゼロ宣言 (Fossil Fuel Free ; FFF) を行い、市内中心街全域に木質バイオマス燃料を利用した温水供給システムを整備。また、再生可能エネルギーの普及にも努めており、特に、風力発電の推進に力を入れている。将来的に風力発電で 10,000 GWh の電力を発電することを目標に掲げている。

(入札契約制度に関する取組み)

- EU 指令に基づいて 10 万クローナ以上の建設プロジェクトについては、公開応募による事業者選定を行っている。地方自治体においても同様である。
- 近年、環境に配慮した施工活動等の環境配慮事項についても評価項目に加える傾向になりつつある。また、標準契約書の中において廃棄物の分類方法や㎡あたりのエネルギー消費量の明記を求め、入札条件の中に新しい技術の使用やエネルギー効率に関する仕様を盛り込む等、持続可能な建設活動の模範となるような努力も行っている。

2.5 国連環境計画 (UNEP)

(UNEP の組織と成り立ち)

- UNEP は、環境分野すなわち、オゾン層保護、気候変動、有害廃棄物、海洋環境保護、水質保全、土壌の劣化の阻止、森林問題等を対象とした、国連活動・国際協力活動を行うことを目的とし、1972 年設立された。
- UNEP-DTIE (技術産業経済局) は、産業及び都市の問題に対して、企業や政府が総合的な対策を立案、採用するよう支援、促進することを目的に 1998 年に設置された。産業界との協力という点に DTIE の特色があるといえる。

(SBCI について)

- 建設部門は、世界の GDP に大きな割合を占めているが、資源の枯渇、廃棄物の発生、温暖化ガス排出の大きな原因ともなっている。社会に重要な便益をもたらすこと、また建設生産物のライフスパン全体に十分な配慮がなされなかった場合に引き起こされる負の影響が大きいことなどの観点から、建設部門は持続可能な発展にとって重要な部門である。かかる観点から UNEP は、「持続可能な建設のイニシアティブ (Sustainable Building and Construction Initiative)」を発足させることを決定した。この世界規模のイニシアティブは、以下に列挙する方法・プロセスによって、建設部門における持続可能性に焦点をあてることを狙いとする。

1. 共通のプラットフォーム (A common platform)

世界的に重要な持続可能性の問題 (特に気候変動) に対処するため、建築建設に関わる関係者全員に共通のプラットフォームを提供する。

2. 基盤の構築 (Establish baselines)

ライフサイクルアプローチ (life cycle approach) に基づいて、世界的規模で認知された基盤 (ベースライン) を構築する。まず、CO₂ 排気ガス問題とエネルギー効率を取

り上げる。

3. ツールと戦略 (Tools & strategies)

持続可能な建築活動が世界各地で広く認識・採用されるよう、ツールと戦略を開発する。

4. 実行 (Implementation)

パイロットプロジェクトでの評価をもとに、上述のツールと戦略を採用するよう、主要な関係者に働きかける。

- **SBCI** の参加団体は次の 3 つのグループに大別される。コアの会員と目される建設資材業界及び建設・エンジニアリング会社である。2 つ目が、不動産・デベロッパーや金融業界。3 つ目が建築家や都市プランナー、政府関係者などである。
- 中小企業はこうしたイニシアティブに対応しにくいのが現実であろう。しかし、**UNEP** では、ウェブサイトの活用などにより、できる限り広く一般にも情報を公開して利用してもらい、中小企業にも国際的に何が起きているかという情報を取得できるような環境を整えるとしている。

第3章 欧州建設業における環境経営等に関する取組み

3.1 環境経営

(ホワイト社)

- 発注者側の環境に対する意識の高揚に伴い、同社はこの機会をビジネスチャンスと捉え、環境に配慮した設計活動に積極的に取り組んでいる。
- 限られた人的資源を環境関連部門に投入し、環境配慮に徹した設計活動を積極的に展開している。

(スカンスカ社)

- 1998年に改定された環境方針には、「環境に与える影響を事前に考慮すること」、「環境リスクの高い物質や手法を避け、顧客に代替案を提示すること」や「環境リスク・社会リスクが著しい事業には関与しないこと」が明記され、同社の環境重視姿勢を伺うことができる。
- 競争の厳しい国際市場で積極的に事業を展開している同社は、積極的に環境配慮施工能力の向上に努めている。
- 法規制以上に厳しい環境基準を社内に独自に設定しており、2005年に受注したプロジェクトのうち、この厳格な環境基準を採用した事業は約84億ドル（受注総額の約46.6%）である。この環境配慮型提案能力の向上に伴い、特命での受注の伸びが増加し、同社の世界戦略の後押しをしている。

(テーラー・ウッドロー社)

- 英国の建設コントラクターで、2005年の年商は35億ポンド、従業員は約6,000人。うち、建設部門では、それぞれ5億6,900万ポンド、約3,000人。
- 主に英国とガーナに顧客が多い。
- サステナビリティ及び環境問題には、「企業の社会的責任」(CSR)の枠で対応しており、自主的にCSRに関する報告書を、2003年から、英国の他の建設会社に先駆けて発行している。
- 環境について、全てのプロジェクトにおいて、「環境管理計画」を立ち上げることを義務付け、オンラインでどのような廃棄物が排出されているかをモニターする“BRE smart start system”というシステムを立ち上げて廃棄物の管理を行っている。
- 廃棄物の処理に関して、工事現場からの相談に乗る「廃棄物管理アドバイスサービス」というサービス業務を行っている。
- イギリスの建設会社では珍しく、サステナビリティに関する研究機関を持っている。

る。研究費用は建設部門の1%程度。

- 研究開発して得た情報を中小企業に流すという条件で、政府から研究開発費が支給されている。
- サステナブルなサブコン以下サプライチェーンを選定する手段として、アンケート用紙をサプライチェーンにもれなく配布し、的確業者を選定する「戦略同盟」(strategic alliance) というシステムを構築している。
- 「戦略同盟」の中で「サステナブル・アクション・プラン」(sustainable action plan) を立ち上げ、サステナビリティに関する数年先の目標を掲げている。

(ソール社)

- 水、エネルギー、環境の分野で公共施設・設備のユーティリティ・マネジメントのサービスを提供する企業であり、アフリカとフランスの農村地帯を中心に進出している。
- 傘下の4つの子会社が、下水処理サービス、飲料水製造、上下水処理施設の設計・建設、廃棄物処理等の業務を実施している。

3.2 環境に関するニュービジネス

- 寒冷地であるスウェーデンにおいては、暖房設備のエネルギー効率の向上が急務であり、太陽光発電や建物の密閉度の向上、防寒設備の改善の分野において多くの設計・建設企業が積極的な取り組みを行っており、新たなビジネスチャンスが生まれつつある。
- 廃材等の再利用に特化した子会社の設立や施工後の維持・運営・管理分野への進出等、様々な面において、建設企業にとってもビジネスチャンスが生まれつつある。
- テーラー・ウッドロー社では、政府の“BREEM”や「思慮深い建設会社」(considerate contractor) といった、その建設会社が周辺環境に配慮しているかを評価する政策に対し、このお墨付きを得る一環として、エコ住宅に積極的に参画している。